春日井市敬老会地域開催補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 市は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、予算の範囲内で、地域団体、老人ホーム等が実施する敬老行事に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。(補助対象者)
- 第2条 補助の対象となる団体等(以下「補助団体」という。)は、次に掲げる団体等であって、事業遂行のため自ら管理及び運営し、かつ、適正に経理及び監査する能力を有するものとして市長が認めたものとする。
 - (1) 市に届出をしている区、町内会及び自治会
 - (2) 春日井市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会
 - (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者又は施設長
 - (4) その他市長が適当と認める団体等
- 2 前項各号に掲げる団体等が共同開催により敬老行事を行う場合は、一つの団体等とみなす。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助団体が開催 する講演会、レクリエーション、日帰り旅行、観劇、祝い金又は記念品の贈呈 その他の敬老行事とする。
- 2 前項の事業は、補助団体が属する地域に居住する高齢者(前条第1項第3号に定める者が行う補助事業にあっては、その施設の入所者。以下同じ。)の半数以上の者に参加機会を提供するものでなければならない。

(敬老行事の参加者)

第4条 補助団体は、敬老行事を開催するに当たっては、補助団体が属する地域

に居住するすべての高齢者への参加機会の提供及び高齢者以外の地域住民と の交流に努めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表右欄に 掲げるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、別表 左欄に掲げる補助団体を構成する世帯(第2条第1項第3号に定める者が行う 補助事業にあっては、その施設の入所者。)の数の区分に応じ、それぞれ同表中 欄に定める額を限度とする。

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、事業実施予定日の14日前又は11月 30日のどちらか早い日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第8条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、 役員名簿とする。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定 通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助団体の請求に基づいて 交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算す る。

(実績報告)

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を 添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書

(検査等)

第12条 市長は、補助団体に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

当該事業の対象となる世帯数	金額	補助対象経費
100 世帯以下	20,000 円	敬老行事に係る会場借り
101 世帯以上 300 世帯以下	30,000 円	上げ代、会場設営費、アト
301 世帯以上 500 世帯以下	50,000 円	ラクション、講師謝礼、敬
501 世帯以上 700 世帯以下	70,000 円	老祝金、記念品、食糧費(弁
701 世帯以上 1,000 世帯以下	90,000 円	当、茶菓子、飲み物等をい
1,001 世帯以上1,500 世帯以下	120,000 円	う。)、印刷製本費、消耗品
1,501 世帯以上 2,000 世帯以下	150,000 円	費、備品購入費、その他敬
2,001 世帯以上 2,500 世帯以下	200,000 円	老行事の開催に必要な経費
2,501 世帯以上 3,000 世帯以下	250,000 円	
3,001 世帯以上	300,000 円	